

(受注者の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、今後の工事及び測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)について、県土木部では、下記のとおり対応することとしたのでお知らせします。

記

1 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、緊急事態措置を実施すべき区域（今後、追加される区域を含む）などから通勤する場合など受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、

- ・受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワーク<sup>\*1</sup>や時差出勤の状況等）
- ・従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）

などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものとし、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととする。

また、以上の措置を講じるに当たっては、令和3年1月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部 本部長 内閣総理大臣）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることに留意し、適切に対応すること。

2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切に対応すること。

---

\*1 情報通信技術(ICT)等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をする事

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いとことや、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられている。

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要である。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要がある。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切に対応すること。

### 3 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底について

工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施すること。